

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2017年10月号・配付先限定ニュースレター

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 3 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 7 : 銀行業務および金融
- 8 : 通信
- 8 : 税金
- 9 : 雇用
- 10 : 知的財産
- 11 : 訴訟および仲裁

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE : Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

企業 および SCRA

❖ 2013年インド共和国会社法
条項2(87)および2017年
インド共和国会社法施行規則
「層数制限」に関する公示

❖ インド共和国政府企業省(以下「MCA」といいます)は、2017年9月20日付の公示をもって、2013年インド共和国会社法(以下「**本件会社法**」)の条項2(87)但書条項と2017年インド共和国会社法施行規則「層数制限」(以下「**層数制限規則**」)を公示しました。この公示内容に従い、

(i) 銀行、(ii) ノンバンク、(iii) 保険会社および (iv) インド共和国政府系の会社を除く会社は、2層を超える子会社を持つことができなくなります。現在2層を超える子会社を有している既存の会社は、

i. 2017年9月20日から150日以内に、当該会社に関する詳細について開示するための様式 CRL1を用いて当該詳細を申告する必要があります。

ii. 層数制限規則公示日の時点で存在する層に新たな子会社の層を追加することができなくなり、当該規則の発効後に1つ以上の層を減らした場合には、層数を、この削減後における層数または層数制限規則が認めている最大層数(のうち、いずれが多い方の層数)を超える層数にしてはならないこととなります。

層数制限規則は、層数を計算する場合、1社以上の完全所有子会社で構成されている層は計算に含めないと明示しています。また、層数制限規則は、会社が保有できる投資子会社の層数について定めている本件会社法の条項186(1)但書条項の適用を制限するものでもありません。さらに、これらの定めは、いずれかの会社が、該当国の法律に従い、2層を超える子会社を有するインド国外の他社を取得することを制限するものでもありません。

❖ 特定の未上場公開会社に対
する社外取締役任命の免除

❖ MCAは、2017年7月5日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「取締役の任命および取締役の資格」(特に、共同支配企業、完全所有子会社または休眠会社である未上場公開会社が社外取締役の任命を免れる根拠となる規則4)を改正しました。MCAは、これに関する2017年9月5日付の公示をもって、「共同支配企業」とは、書面に締結される共同支配の取決めをいい、当事者は、その内容に従い、取決めを共同支配し、取決めの純資産に対し権利を有することとなる旨を明確にしました。この用語の用法は、会計基準における用法と似ています。

❖ インド共和国政府企業省重
大不正捜査局による捜査に
関連する条項の公示

❖ MCAは、2017年8月24日公表の公示をもって、本件会社法第212条の第(8)号、第(9)号および第(10)号を発効させました。条項212は、インド共和国政府企業省重大不正捜査局(以下「**SFIO**」)による会社業務の捜査について定めています。新たに公示された各号は、SFIOの指定職員に付与される法的な逮捕権限について定めています。

MCAは、2017年8月24日に、2017年インド共和国会社法施行規則「インド共和国政府企業省重大不正捜査局がその捜査に関連して為す逮捕」(以下「**SFIO規則**」)を公示し、SFIO規則は本件会社法の条項212および469と併せて読むべきである旨(特に、SFIOの職員が条項212に基づき為す逮捕の法的権限および方法)を明確にしました。

❖ 2014年インド共和国会社法
施行規則「預託金の受託」
の改正

❖ 改正前の2014年インド共和国会社法施行規則「預託金の受託」(以下「**預託金規則**」)の規則3の下では、会社は、新たな受託額に、新規受託または既存受託の更新時における受託残高を加えた額が、自社の払込済株主資本、任意積立金および株式(割増)発行差金の総額の35%(非公開会社の場合、35%ではなく100%)を超えることとなる場合、その構成員から預託金を受託することを禁じられていました。この預託金規則の規則3が、2017年9月19日付のMCAによる公示をもって改正され、IFSCにて営業できる指定公開会社¹にも100%の上限が適用されることとなりました。また下記のクラスの非公開会社に対する100%の上限適用が免除されました。

i. 新興企業である非公開会社(免除期間はその設立から5年間)。

ii. 非公開会社であって、他社の関連会社または子会社ではなく、銀行、金融機関または法人からの借入金、その払込済株主資本の倍額または5億ルピーのいずれか少ない方の額未満であり、条項73に基づき預託金を受託する時点で存在する前述の借入金の返済を怠っていない会社。

1 認められた複数のサービスを提供できる経済特区に所在する国際金融サービス・センターにて営業する許可を規制当局から得ている未上場公開会社。



❖ インド共和国政府商工省産業政策促進庁（以下「DIPP」といいます）が、2016年度対印直接投資総合政策に関する2016年6月7日付の通達（以下「2016年度FDI政策」といいます）の後継となる、2017年度対印直接投資総合政策に関する通達（以下「2017年度FDI政策」といいます）を2017年8月28日に公表しました。2017年度FDI政策には、DIPPが2016年6月7日以降に公表したプレス・ノートの内容も統合されています。

以下に掲げる事項は、2017年度FDI政策を通じて対印直接投資（以下「FDI」といいます）に加えられた主要な変更点です。²

- i. **会社とLLPの間での転換**：2016年度FDI政策には、会社から有限責任パートナーシップ（以下「LLP」といいます）への転換やその逆方向への転換について定められていませんでしたが、2017年度FDI政策には、対印投資の対象である転換元のLLP/会社が、(a) 100%を上限とする自動承認ルートでのFDIが認められているセクターであって、(b) FDIに関する業績条件が存在しないセクターにて営業している会社の場合、自動承認ルートによる当該LLPから会社への転換やその逆方向への転換が認められると定められました。また「FDIに関する業績条件」という用語の意味が明確にされ、「対印投資を受ける会社が属するセクターに固有の条件」とされました。
- ii. **卸売会社による小売業運営**：2016年度FDI政策では、卸売会社/現金問屋が単一ブランド小売業を営むことを認めていましたが、2017年度FDI政策には、卸売会社/現金問屋は（該当する条件を満たした場合）「小売業」（すなわち、単一ブランド小売業とマルチ・ブランド小売業の双方）を営むことができると定められました。
- iii. **「先端」および「最先端」技術を活かした単一ブランド製品の小売業**：
 - a. DIPPが公表した2016年6月24日付の2016年度プレス・ノート第5号により、「先端」および「最先端」技術を活かした製品を単一ブランドで小売りしている事業者（が第1号店である場合または、第1号店を開業する場合）については、現地調達に不能な場合、現地調達に関する要件の適用が3年間免除されました。³
 - b. 2017年FDI政策には、現地調達に不能な「先端」および「最先端」技術を使用しているという性質を有する製品であることを根拠とする申請人からの申請については、DIPP長官がインド共和国政府国家改革研究所（NITI Aayog）からの代表者、関連行政機関および主題に関する独立技術専門家とともに主催する委員会にて審理し、前述の免除について提言すると定められました。
- iv. **電子商取引**：2016年FDI政策の下では、対印投資を受けている電子商取引事業者が、そのマーケット・プレースを通じた売上げの25%超を、特定のベンダーまたはそのグループ会社を源泉とする売上げとすることは認められていませんでした。2017年FDI政策には、この25%という基準は単一の営業年度における売上高に適用されると明示されました。
- v. **追加のFDIについてインド共和国政府から得べき承認**：2016年FDI政策に従い、同一の事業体に対し、承認済みの外資比率を超えない範囲内または当該事業体の完全所有子会社に対し追加でFDIを実施する場合、インド共和国政府から新たな承認を得る必要はありませんでした。2017年FDI政策には、同一の事業体に対し、承認済みの外資比率を超えない範囲内または当該事業体の完全所有子会社に対し追加でFDIを実施する場合であっても、累計投資額が500億ルピー（約7億6,400万米ドル）を超えることとなる場合には、インド共和国政府から新たな承認を得る必要があると定められました。
- vi. **ダウンストリーム投資の告知**：2017年FDI政策では、外国企業が所有および/または支配しているインド企業によるダウンストリーム投資についてはその実行日から30日以内に（これまで告知先であったDIPP産業支援事務課やインド共和国政府財務省経済局外国投資促進委員会ではなく）インド共和国準備銀行（以下「RBI」といいます）と対印投資促進ポータルに告知するよう求めています。

² 本号では、2016年6月7日以降のプレス・ノートおよび他の改正を通じて盛り込まれた変更のうち、2017年度FDI政策にのみ統合され、盛り込まれたものについては取り扱っていません。

³ 2017年度FDI政策の段落5.2.15.3注記(iii)に盛り込まれました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

資本市場

❖ デリバティブを原資産とする 外国人投資家向けデリバティブ 商品の発行に関するガイド ライン

❖ インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）は、2017年7月7日に、外国人投資家向けデリバティブ商品（以下「ODI」といいます）発行対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます）が、デリバティブを原資産とするODIを発行する場合に適用されるガイドライン（以下「ODIに関するガイドライン」といいます）に関する通達を公表しました。2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」（以下「FPIに関する規則」といいます）に定められているとおり、FPIは、ODIを発行する場合、一定の条件を満たす必要があります。ODIに関するガイドラインに従い、ODI発行FPIは、2017年7月7日以降、下記の通達内容に従う必要があります。

- i. ODI発行FPIは、保有株式に伴うリスクをヘッジするために1対1のデリバティブ・ポジションを建てる場合を除き、デリバティブを原資産とするODIを発行することができません。
- ii. ODI発行FPIは、既存の発行済ODIの中に、保有株式に伴うリスクをヘッジするために建てているものではないデリバティブ・ポジションを原資産とするODIが存在する場合、遅くとも、当該ODIの満期日または2020年12月31日のいずれか早い方の日までに当該ODIを清算する必要がありますが、当該期限よりも前に当該ODIを清算できるよう努力する必要があります。
- iii. デリバティブを原資産とするODIを新たに発行する場合には、ODI発行FPIの法令遵守担当役員（またはこれと同等の者）が、発行するODIの原資産は保有株式に伴うリスクをヘッジするためだけに建てているデリバティブ・ポジションであることを証する証明書を作成する必要があります。この証明書は、月次ODI報告書とともに提出する必要があります。
- iv. 「株式に伴うリスクのヘッジ」という用語の定義が明確にされ、ヘッジ手段であるデリバティブと、原資産（ヘッジ対象）である保有株式が1対1のデリバティブ・ポジションを建てることをいうと定められました。

❖ FPIによる社債投資

❖ SEBIは、2017年7月20日付の通達を公表し、FPIによる社債への投資に適用される既存の法的枠組みに下記のような修正を加えました。

- i. 総合的な社債投資限度額（以下「CCDL」といいます）の95%までは、FPIが（入札を経なくても）随時投資できる額となり、残りの部分については、その割当先を決めるための入札手続が実施されることとなります。
- ii. すべてのFPIによる投資の総額が前述の95%を超えると、インド共和国第一証券保管振替機構およびインド共和国第二証券保管振替機構が、各カストディアンに対して、FPIによる社債へのさらなる投資をすべて停止するよう指示し、ボンベイ証券取引所とインド国立証券取引所に対して、CCDLの残りの部分を割り当てるための入札を実施するよう伝えます。この入札は、残りの部分が少なくとも10億ルピー（約1,530万米ドル）ある場合に実施できますが、連続する15取引日の期間を経過してもなお残額がこの金額を下回っている場合には、16日目に入札を実施する必要があります。
- iii. 最低入札額は1,000万ルピー（約153,000米ドル）となり、最大入札額は残額の10%相当額となります。単一のFPI/FPIグループが、入札対象となるCCDLの残りの部分の10%を超える額で入札することはできません。
- iv. CCDLの残りの部分の入札が終了すると、FPIには、割当てを利用して投資を実行することができる10取引日の期間が与えられ、この期間中に利用されなかった部分は、未割当てのCCDLの残りの部分に戻ります。
- v. FPIによる社債への随時投資と、インド企業による国外でのルピー建債券の発行は、すべてのFPIによる投資の総額がCCDLの92%未満になった時点で再び可能となります。
- vi. FPIによる未上場社債への投資には、無券面で満期までの残存期間が最低でも3年の社債への投資でなければならないという条件が付きます。

❖ FPIに適用される社債投資 限度額の変更

❖ SEBIは、2016年8月4日に、FPIに適用されていた2兆4万4,323ルピー（約380億米ドル）という社債投資限度額を、インド企業が国内外で発行するルピー建債券（以下「RDB」といいます）に対するすべての対印投資に適用されるCCDLとして再定義しました。その後、RBIが、2017年9月22日付の通達をもって、2017年10月3日以降、インド企業が国外で発行するRDBに対する対印投資はCCDLの適用対象から除外される旨を公表すると、これに応じる形で、SEBIも、2017年9月29日に、インド企業が国外で発行するルピー建債券に対する対印投資は今後CCDLの対象とならない旨を公示しました。加えて、CCDLは、FPIに適用される社債投資限度額（以下「CDIL」といいます）に改名され、CDILの上限額はルピー建でのみ表示されることとなります。

通達には、総合的なCDILの中に、長期FPIによるインフラ開発セクターへの投資（インフラ開発セクター各社が発行する上場および未上場社債への投資）のみに適用される副次限度額を設ける予定があ

る事実も盛り込まれました。この副次限度額は、2017年10月3日以降は950億ルピー（約15億米ドル）となり、2018年1月1日には1,900億ルピー（約30億米ドル）に引き上げられる予定で、随時可能な投資の限度額としても用いられる予定です。過去にSEBIが要求したとおり、FPIによる未上場社債および証券化負債性金融商品への投資額を、現行CDILの範囲内で3,500億ルピー（約54億米ドル）を超える額とすることは認められません。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ SEBIは、2017年6月28日に、FPIによる投資に対する規制の緩和に関する市中協議案を公表し、特に、FPIに関する規則に主に下記のような変更を加えることを提案しました。

- i. カテゴリーI FPIとして登録できる事業体の所在法域に、現行の外国為替規制の枠組みに準じており、インドと外交関係のある法域（カナダなど）も含めるための変更。現状では、その所在国の証券取引市場規制機関が、証券監督者国際機構（IOSCO）の協議・協力および情報交換に関する多国間覚書への署名機関であるか、SEBIと双務的な覚書を結んでいる機関である事業体に限り、前述の登録を受けることができます。
- ii. FPIの指定証券保管振替機構参加者／カストディアンを変更する場合に必要なSEBIからの事前承認を不要にするための変更。
- iii. （カテゴリーII FPI登録）申請者であるファンドに対し、銀行、政府系基金、保険／再保険会社、年金基金 および／または 取引所上場基金が投資しており、当該投資家がいかなる時点でも過半数のファンド持分を個別にまたは共同で保有している場合、当該ファンドはブロード・ベースト・ファンドとしてみなされることとするための変更。
- iv. FPI登録と在外ベンチャー・キャピタルである投資家（以下「FVCI」といいます）登録を有する同一事業体が異なるカストディアンを選択できるようにするための変更（現状では、FPI登録とFVCI登録を有する事業体は、いずれの登録についても同じカストディアンを選択する必要があります）。またSEBIは、事業体がFPI登録とFVCI登録を有する場合、FPIに関する規則に基づく10%の投資上限には、同じ投資家グループの一部分である事業体がFVCIとして為す投資も含まれるべきであるとも提案しています。さらにSEBIは、50%を超える共有受益権を共有しているその他すべてのFVCIの詳細を登録申請時に指定証券保管振替機構参加者に報告するようFPIに対し義務付けることと、「グループ」のFPI勘定の詳細をFPI登録申請時にSEBIに報告するようFVCI登録申請者に対し義務付けることも提案しています。

この市中協議案には、「FPIの適格性」基準の合理化基準、法令遵守に関する一定の要件の合理化、および他の関連事項も盛り込まれています。SEBIは、この市中協議案の内容について利害関係者に意見や見解を募集しましたが、現時点ではこの募集は終了しています。

❖ その資産分類や引当金と健全経営規制の内容に相違がある銀行に対し所定の事項を開示するよう求めているRBIの2017年4月18日付公示に従い、SEBIは、2017年7月18日付の通達をもって、所定の上場有価証券（株式や転換証券）を有する銀行に対し、下記の場合には前述の相違について所定の形式により証券取引所に開示するよう義務付けました。

- i. 追加しなければならないとRBIが査定した引当金が、検証期間における公表済税引後純利益を15%上回っている場合 および／または
- ii. RBIが特定した不良債権増加総額が、検証期間における公表済不良債権増加総額を15%上回っている場合。

これらの開示は、2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」に従い証券取引所に提出する年次決算書の付属書として開示する方法により、前述の相違についてRBIが該当銀行に伝達した直後に提出する年次決算書と併せて為す必要があります。

❖ SEBIは、2017年8月4日付の通達をもって、2017年10月1日以降においては、特に、銀行または金融機関からの借入金に伴う利払債務または元本返済債務のいずれかを履行できなかった上場企業に対し開示を義務付けると公表しました。このため、所定の上場有価証券（株式や転換証券）、非転換債券、非転換償還可能優先株式を有するすべての企業は、その利払債務、または債券（コマーシャル・ペーパーを含みます）、中期債、外貨建転換社債、銀行および金融機関からの借入金、対外商業借入などに伴う割賦返済債務のいずれかの不履行について開示する必要があります。

SEBIは、2017年9月29日付のプレスリリースを通じて、この通達の内容の実施を無期限に延期すると決定しました。

❖ SEBIは、2017年8月14日に、2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」（以下「公開買付規則」といいます）規則10の改正について公示し、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律（以下「IBC」といいます）や債務再編スキームに基づく一定の取得については、この改正規則に定められている条件が満たされている場合、株主優先募集義務を免除することとしました。

❖ FPIによる投資に対する規制の緩和に関する市中協議案

❖ 資産分類や引当金と健全経営規制の内容に相違点がある場合における銀行による開示

❖ 上場企業による、借入金に伴う利払債務または元本返済債務の不履行に関する開示

❖ 2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」の改正



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 公開買付規則に定められている「支配」の定義

❖ 2013年SEBI規則「投資顧問」の改正／明確化に関する市中協議案

❖ 上場企業による組織整理等のスキームに関するSEBIの通達

❖ 公開買付規則に定められている「支配」の定義を明確化するため、SEBIは、2016年3月14日に、「支配」という用語の解釈に役立つ明確な基準による判定（特に、（経営に参加できる権利ではない）一連の自衛権を有する者は「支配」者に該当しない事実）について定めている討議資料を公表しましたが、2017年9月8日付のプレスリリースをもって、SEBIは、公開買付規則にこれらの権利を正式に盛り込むことを提案しているのではなく、「支配」の実質的な定義を提案しているのであり、「支配」に該当するかどうかは個別に判断することを明確にしました。

❖ SEBIは、2017年6月22日に、主に下記のような提案が定められている、2013年SEBI規則「投資顧問」（以下「**IAに関する規則**」といいます）の改正／明確化に関する市中協議案を公表しました。

- i. **「投資顧問」業務と「ディストリビューション／エグゼキューション」業務を分離する案：**
同一の事業体を実施しているこれら2つの業務を明確に分離して関連する利益相反を防止するため、SEBIは、IAに関する規則を改正して、個別に識別可能な部門および部署を通じて当該2業務を実施している銀行、ノンバンクおよび法人を含む、投資顧問業務を実施している事業体によるディストリビューション／エグゼキューション業務の実施を禁止することとする案を提示しました。この案が認められると、当該部門は、個別の子会社を通じて6か月以内に分離する必要があります。ただし、有価証券として適格でない商品のみについて顧問業務を実施している事業体は、この案の対象から除外されています。
- ii. **ディストリビューターによる集団投資スキームのディストリビューション業務に関する案：**
集団投資スキーム商品に関する「顧問」業務と「販売／ディストリビューション」業務を明確に分離するため、SEBIは、集団投資スキーム商品のディストリビューターに対しては、自らがディストリビューターとなるスキームの特徴について説明し、投資家にとって適切なスキームであると確認できたスキームを販売することのみを認め、スキームへの投資について助言することは認めないこととする案を提示しました。
- iii. **所定の仲介業者が付帯業務として行っている助言に関する案：**既存の枠組みの下では、特に、主たる業務に付帯する業務として顧客に投資に関する助言を行っている各種仲介業者はIA登録を免除されています。各種仲介業者が実施している「投資顧問業務」と他の業務を明確に分離するため、SEBIは、個別に識別可能な対価と引き換えに投資顧問業務を実施している仲介業者に対しては投資顧問としてSEBIに登録するよう求めることとする案を提示しました。この案が認められると、総合的な顧問／ファイナンシャル・プランニング業務を実施している法人も、投資顧問として登録しなければならないこととなります。
- iv. **登録要件の緩和：**SEBIは、投資顧問として登録する業者の代表者／従業員が満たすべき学歴要件を緩和する案を提示しました。またSEBIは、法人に適用される純資産要件を、250万ルピー（約38,000米ドル）から100万ルピー（約15,000米ドル）に緩和する案も提示しました。
- v. **集団投資スキームのランク付け業務に関する規則案：**SEBIは、集団投資スキームのランク付け業務を2014年SEBI規則「リサーチ・アナリスト」の別章に盛り込む案を提示しました。

❖ 1957年インド共和国有価証券契約規則（以下「**SCRR**」といいます）の規則19(7)には、SEBIは、自らの裁量による公認証券取引所の提言に基づく形で、SCRRに定められている上場に関する要件であって、上場企業による組織整理等のスキームと関係のあるすべての要件の厳格な強制を放棄または緩和することができるものと定められています。SEBIは、2017年3月10日付の通達をもって、SCRRの規則19(2)(b)（定められている、引受人を一般公募する有価証券に適用される固有の条件）の緩和を求める未上場会社のスキーム実施後における払込済株主資本の少なくとも25%は、上場会社の一般株主に割り当てられる株式で構成されていなければならないと定めしました。

またSEBIは、2017年9月21日付の通達をもって、前述の要件を満たすことができない会社は、代わりに下記の要件を満たすこともできると定めしました。

- i. 評価額報告書にある評価額が160億ルピー（約2億4,600万米ドル）を超えていること。
- ii. 未上場会社の、スキーム実施後における払込済株主資本に含まれている、上場会社の一般株主に割り当てられる株式の評価額が、40億ルピー（約6,200万米ドル）以上であること。
- iii. 未上場会社のスキーム実施後における払込済株主資本の少なくとも10%が、上場会社の一般株主に割り当てられる株式で構成されていること。
- iv. 有価証券上場日から1年以内に一般株主の比率を少なくとも25%に高める必要があり、これを為す義務が組織整理等のスキームに盛り込まれていること。



❖ RBIは、2017年8月10日付の公示をもって、コマーシャル・ペーパーに関する既存の指令に代わる指令であって、特に下記のように定めている2017年インド共和国準備銀行コマーシャル・ペーパー指令（以下「**CP新規制**」といいます）を公表しました。

- i. 発行されるコマーシャル・ペーパー（以下「**CP**」といいます）は、無券面の約束手形で、額面が50万ルピー（約7,600米ドル）またはその倍数額のもので、発行は、額面より割引いた額により、発行体自身が単独のまたは共同の引受人とならない形で発す必要があります。プット・オプションやコール・オプションに代表されるオプションをCPに付すことは認められません。CPの当初の償還期間は7日から1年でなければなりません。
- ii. ノンバンクやインドの全金融機関を含む会社には、CP発行資格があり、最低純資産要件もありません。協同組合／組合、政府系事業体、信託、LLPおよび他の法人に代表される事業体にもCP発行資格がありますが、これらの事業体は、インド国内に所在しており、純資産が最低でも10億ルピー（約1,530万米ドル）の事業体でなければなりません。
- iii. 適格投資家には、該当する外国為替管理規則に基づきCPに投資することができるあらゆる居住者および非居住者が含まれますが、関連当事者が発行市場または流通市場で発行したCPに投資することはできません。加えて、規制対象の金融セクター各社による投資には、該当規制機関が課す条件が付されます。
- iv. CPの年間発行総額が100億ルピー（約1億5,300万米ドル）以上の発行体は、SEBIに登録している少なくとも2つの信用格付機関から最低でも「A3」の信用格付を得ている発行体でなければなりません。
- v. CP発行により調達した資金の最終用途に制限は設けられていませんが、最終用途は、発行時に目論見書に開示する必要があります。
- vi. CPのすべてまたは一部分を買い戻す場合には、その時点での実勢市場価格にて買い戻す必要があり、発行日から30日以内に買い戻すことはできません。
- vii. CPは「独立した」金融商品ですが、銀行や金融機関が任意で提供できる、スタンバイ・アシスタンス／クレジットやバックストップ・ファシリティといった信用補完手段を付帯させることもできます。ノンバンクは、該当CPの目論見書に、保証会社となる自らの純資産や他の詳細を適切に開示することを条件として、CPの信用補完を、無条件かつ撤回不能な形で保証することができます。
- viii. 流通市場でCPを取引および決済する場合、CPのあらゆる店頭取引が、取引から15分以内に、Clearcorp Dealing System (India) Ltdの金融市場取引報告および確認プラットフォームに報告されます。

❖ インド・ステイト銀行（以下「**SBI**」といいます）が、Lohia Machines Limited（以下「**LML**」といいます）の取締役が保証しているLMLへの融資を承認しました。返済が滞ったため、SBIはイラーハーバードにある債権回収審判所（以下「**DRT**」といいます）に申し立てましたが、LMLも、これと並行して、インド共和国国内国会社法上級審判所（以下「**NCLT**」といいます）イラーハーバード法廷に自らの法人の債務整理手続（以下「**CIRP**」といいます。）を申請しました。CIRPが受理されたことを受け、DRTは、LMLに対する法的手続を一時停止していたにもかかわらず、LMLの取締役による個人保証に関する問題の審理を継続しました。これに対しLMLの個人保証人は、DRTから不当な扱いを受けたとして、イラーハーバード高等裁判所に令状請願を提起しました。イラーハーバード高等裁判所は、2017年9月6日の命令⁴をもって、LMLの個人保証人に対する法的手続の一時停止を命じ、(i) NCLTには、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律の条項60(1)（以下「**IBC**」といいます）に基づき、法人（個人保証人を含みます）の債務整理および清算決議について審判を下す権限があること、(ii) 法的責任の範囲が同程度で、法的手続が流動的な段階にある場合、訴因が同じ2つの法的手続をDRTとNCLTの両法廷で同時に実施することはできないこと、また (iii) あらゆる法的手続を一時的に停止するよう命じるためにNCLTによって可決されるCIRP命令の範囲は、法人債務者の財産や、法人債務者に関する訴訟／法的手続を超えて及ぶことを明確にしました。このためイラーハーバード高等裁判所は、CIRPが終了するまで、NCLTが債務整理計画を承認するまで、またはNCLTがLMLの清算命令を下すまで、LMLの個人保証人に対するDRTの法的手続を一時停止させました。

❖ ICICI Bank Limited（以下「**ICICI**」といいます）は、委任状（以下「**PoA**」といいます）を保有している自社の代表者がICICIに代わって Palogix Infrastructure Private Limited（以下「**Palogix**」といいます）のCIRPを開始するために必要な申立てをNCLTに対し提起しました。ICICIは、このPoAをもって、ICICIに代わってNCLTの法廷および／または他の法廷に出廷し、債務整理、破産または清算に関する

❖ 2017年インド共和国準備銀行コマーシャル・ペーパー・ガイドラインの公示

❖ 法人の債務整理手続における法人債務者の個人保証人の法的責任

❖ 委任状保有者が有する、債務整理等に関する法的手続の開始能力

4 「Sanjeev Shriya 対インド・ステイト銀行」事件（2017年度民事令状請願第30285号および第30033号）



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ IBCに基づく法的手続に対する期限法の不適用

❖ IBCが1958年マハーラーシュトラ州救済活動（特別条項）法に優先する事実

❖ 2017年DoT規則「社会的緊急事態発生時におけるまたは公安のための電気通信サービスの一時的な停止」

❖ AMP費への移転価格税制適用に関する調整

問題について話し合う債権者集会に出席すること、この会議にて投票すること、和解案を受け入れること、また自らが妥当だと考える法的手続を実施することができる各法廷弁護士を任命する包括的な権限を、自社の代表者に付与しました。Palogixは、ICICIから権限を付与されている者にはPoAに基づきNCLTにて破産手続を開始するのに十分な権限がないという意義を申し立てました。本件を管轄するインド共和国国内国会社法上級審判所（以下「NCLAT」といいます）は、新たな権利および義務を創出する専門法であるIBCの要求に従い、PoAは、代理人に付与される法的権限が乱用されず、代理人の法的措置が、明示されているか付与された法的権限の範囲で講じることができる措置に制限されることとなるような方法で厳格に解釈する必要があるという見解を示しました。

またNCLATは、会社による権限の付与とは、会社の取締役会がその会議における議決を経て固有の権限を付与することをいうという見解も示しました。IBCの条項7に基づく申請に伴う手続は、IBCに基づき固有の権限を付与されていない「包括的権限のPoA保有者」が署名および提出したものである場合、維持されません。

❖ NCLATは、2017年8月11日付の命令⁵をもって、1963年インド共和国出訴期限法（以下「**期限法**」といいます）の定めはIBCに基づく債務整理および破産等に関する手続に適用されないという見解を示しました。またNCLATは、IBCは金銭債権の回収ではなくCIRPの開始を目的として制定された法律であるという事実を強調し、期限法に基づく出訴期限までに生じた債務に限り、CIRP開始申請の根拠とすることを認めました。

インド共和国最高裁判所（以下「**インド最高裁**」といいます）は、2017年8月23日に、NCLATの命令に伴う上訴を退け、本件への干渉を拒みましたが、本件における法律問題（すなわち、期限法がIBCに基づく法的手続に適用されるかどうか）の判断は保留するという見解を示しました。

❖ インド最高裁は、IBCの運用および機能に関して自らが初めて下す包括的な命令となる、2017年8月31日付の命令⁶をもって、特に、州法である1958年マハーラーシュトラ州救済活動（特別条項）法により、インド共和国中央政府の制定法であるIBCに基づくCIRPを妨げることにはできないという見解を示しました。この見解は、特に、IBCの条項238に盛り込まれている、IBCの定めは、他法の定めと相反するかどうかにかかわらず適用されるという条項を踏まえて示されました。

通 信

❖ インド共和国政府通信省電気通信庁（以下「**DoT**」といいます）が、2017年8月7日に、2017年DoT規則「社会的緊急事態発生時におけるまたは公安のための電気通信サービスの一時停止」（以下「**一時停止規則**」といいます）を公表しました。一時停止規則に基づく電気通信サービスの一時停止命令（以下「**一時停止命令**」といいます）は、(i) インド共和国政府内務省長官（発令者がインド共和国中央政府の場合）または(ii) 州政府の内務庁担当長官（発令者が州政府の場合）（また以下においては、各省庁を「**適格当局**」といいます）に限り発することができます。一時停止規則では、止むを得ない状況の場合、少なくともインド共和国政府の次官級職員であって、インド共和国政府内務省長官または州内務省長官のいずれか該当する方から承認されている者が一時停止命令を発することができますがこの命令については、発令から24時間以内に適格当局の確認を受ける必要があります。一時停止規則には、1885年インド共和国電気通信法に従い社会的緊急事態発生時におけるまたは公安のための一時停止命令を発した場合、調査委員会を組織し、委員会での発見事項を記録しておくべきであると定められています。

税 金

❖ 所得税法上級審判所（以下「**ITAT**」といいます）が、「**東芝インド社対DCIT**」事件⁷において、関連会社（以下「**AE**」といいます）が所有しているブランドを宣伝するための広告費、マーケティング費および販促費（以下「**AMP費**」といいます）に対する移転価格税制の適用可能性について判断を下し、東芝イン

5 「**Neelkanth Township and Construction Pvt. Ltd.対 Urban Infrastructure Trustees Limited**」事件（2017年度インド共和国国内国会社法上級審判所（破産事件）第44号）。

6 「**M/s Innoventive Industries Ltd.対 ICICI Bankおよびその他1名**」事件（2017年度民事上訴審第8337-8338号）。

7 2017年度所得税法上級審判所デリー支局事件第1357号

ド社（以下「東芝」といいます）がAMP費を負担した取引は、移転価格税制が適用される国際取引であるという見解を示しました。

ITATのこの見解は、下記の主要事実に基づくものでした。

- i. 東芝とAEの間の販売契約書に、東芝は、インド国内における「東芝」というブランド名の宣伝において最善の努力を尽くす必要があると定められている事実。
- ii. AEも、東芝が負担するAMP費の一部分を負担することになっていた事実。

ITATは、東芝がインド国内における「東芝」というブランド名の宣伝義務を明示的に負っており、AEも、東芝が負担するAMP費の一部分を負担することになっていたというきわめて重要な事実に着目し、東芝は、AEの理解を得て、インド国内にて「東芝」というブランド名を宣伝する義務を負っていたため、両社の取引は国際取引に該当するという見解を明示しました。

❖ 2017年度予算案をもって1961年インド共和国所得税法が改正され、条項56(2)(x)と条項50CAという2つの新条項が挿入されました。条項56(2)(x)には、ある者が、何らかの財産を、その公正市場価格（以下「FMV」といいます）未満の対価と引き換えに取得した場合、当該対価とFMVの差額には、当該取得者が納付すべき所得税が課されると定められています。条項50CAには、ある者が、未上場株式を、そのFMV未満の対価と引き換えに取得した場合、課税対象となるキャピタル・ゲインの計算においては、当該FMVが当該対価の総額としてみなされると定められています。これに伴い、インド共和国政府財務省所得税庁直接税中央委員会が、前述の条項に基づく未上場株式のFMV計算方法が定められている最終規則⁸を公示しました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ CBDTが評価方法を定めた最終規則を公示

雇 用

❖ 1923年インド共和国従業員補償法が改正され、2017年5月15日に発効しました。具体的には、主に下記のような改正が加えられました。

- i. 適格雇用主は、本法に基づき行使できる補償請求権について、雇用の際に、書面と電子的手段により従業員に伝えなければならないこととなりました。
- ii. 本法に違反した場合の罰金が、5,000ルピー（約77米ドル）から最低50,000ルピー（約775米ドル）に引き上げられ、最高額だと100,000ルピー（約1,550米ドル）に達する可能性があることとなりました。

❖ 2017年インド共和国（改正）従業員補償法

❖ (i) 賃金に関する法律、(ii) 労使関係に関する法律、(iii) 社会保障に関する法律、ならびに (iv) 労働安全衛生および労働環境に関する法律という4種類の労働関係法の策定により、労働関係法を改正し、38種類の既存の法律を合理化することを目的とするインド共和国政府の取組みの一環として、2017年8月10日に、2017年インド共和国賃金等法案（以下「**本件法案**」といいます）が下院に提出されました。本件法案は、(i) 1948年インド共和国最低賃金法、(ii) 1936年インド共和国賃金支払法（以下「**POW法**」といいます）、(iii) 1965年インド共和国賞与支給法、および (iv) 1976年インド共和国均等報酬法を統合して、賃金等に関する包括的な法律を策定することを目的とする法案です。

❖ 賃金等に関する法律

❖ 2016年インド共和国障害者の権利保障法（以下「**障害者法**」といいます）が、従前の、1995年インド共和国障害者の機会均等、権利保護および完全参加保障法に置き換わりました。障害者法は、国際連合の障害者の権利に関する条約を実施することを目的として、2017年4月19日に施行されました。主な改正点は、「障害」という用語が示す状態の範囲が拡大された点と、障害者保障法が民間雇用主にも適用される点です。インド共和国政府社会的正義および権限付与省社会的正義および権限付与庁は、2017年6月15日発効の、2017年インド共和国障害者の権利保障規則（以下「**障害者規則**」といいます）を公示しました。

❖ 障害者の権利

❖ インド共和国政府労働雇用省は、2017年8月28日付の公示をもって、POW法の適用基準となる給与の額を、月額18,000ルピー（約300米ドル）から月額24,000ルピー（約350米ドル）に引き上げました。POW法は、特定クラスの従業員に対する賃金の支払いについて、支払いの時期および方法や可能な控除を含めて定めています。

❖ 賃金支払法適用基準額の引上げ

❖ 2017年マハーラーシュトラ州法「州内店舗および営業施設の雇用規則および営業条件」（以下「**2017年法**」といいます）が、2017年9月7日にマハーラーシュトラ州知事から承認されたため、州政府が官報への公示をもって指定する日に発効し、1948年マハーラーシュトラ州法「州内店舗および営業施設」が廃止されます。2017年法には、主に以下に掲げる内容の条項があります。

❖ 2017年マハーラーシュトラ州法「州内店舗および営業施設の雇用規則および営業条件」

8 1962年インド共和国所得税法施行規則の規則 11 UA および 規則 11 UAA [2017年7月12日付の2017年度公示第61号]



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- i. 2017年法は、労働者を10人以上雇用している営業施設に適用されます。労働者が10人未満の営業施設に限り、その事業の開始／清算について告示する必要があります。
- ii. 2017年法に基づき付与される登録証明書の有効期間は最大10年間です。
- iii. 雇用主は、その事業の清算から30日以内に関連当局にその旨を通知する必要があります。
- iv. 3か月当たりの時間外労働時間が125時間を超えないことを条件として労働者に対し1日9時間または週48時間を超える労働を強いる場合には、時間外労働手当を支給する必要があります。
- v. 2017年法は、求人、研修、異動、昇進または賃金の点で女性を差別することを禁じています。午後9時30分から午前7時30分の間においては、本人が同意しており、雇用主が適切な保護や通勤手段を提供できる場合に限り、女性労働者を働かせることができます。
- vi. どの労働者にも、自由に取得できる1暦年当たり8日の有給休暇が付与されます。対応する給与は四半期ごとに該当労働者の口座に入金されます。また年度末の時点で取得されていない休暇は消滅します。労働期間が少なくとも3か月に達した労働者には、年度中における労働期間が60日に達するたびに5日間の休暇が付与されます。また労働期間が240日に達した労働者には、翌年度中に取得できる18日間の有給休暇が付与されます。労働者は、最大45日まで、有給休暇を累積できます。
- vii. 労働者が50人以上の営業施設には託児所を設ける必要があります。また州政府は、労働者が100人以上の営業施設に対し食堂を設けるよう求める場合があります。複数の営業施設から成るグループは、所定の条件を満たすことで、共用の託児所および食堂を設けることができます。
- viii. 罰金の額が引き上げられ、特に、罰金の上限が10万ルピー（約1,500米ドル）となり、違反が続く限り1日当たり最大2,000ルピー（約30米ドル）の罰金が追加されます。

❖ 退職金支払法 - 限度額の
倍増

❖ インド共和国政府内閣は、2017年9月12日に、2017年インド共和国（改正）退職金支払法案（以下「**本件法案**」といいます）の提出を認めました。本件法案では、1972年インド共和国退職金支払法（以下「**退職金法**」といいます）に基づく退職金の支払限度額を、100万ルピー（約15,000米ドル）⁹ から200万ルピー（約30,000米ドル）に倍増させることを求めています。

知的財産

❖ 膝関節インプラントが価格
規制対象に

❖ インド共和国政府化学肥料省薬事庁国家医薬品価格決定局（以下「**NPPA**」といいます）は、2017年8月16日に、2013年医薬品価格管理令¹⁰の段落19に基づく命令（以下「**本件命令**」といいます）を発し、膝関節一次／再置換システムに用いられる整形外科用膝関節インプラントの上限価格を変更しました。NPPAは、整形外科用膝関節インプラントの売買に伴う利鞘が正当な理由なく法外かつ不合理に高いため、常軌を逸する価格が付けられており、このインプラントを求めているインドの大半の患者にとって手頃な値段で入手できない製品となっていることが明らかになったことを主な理由として、本件命令を発しました。

本件命令に従い、膝関節一次／再置換システムに用いられる整形外科用膝関節インプラントの価格に上限が設けられ、インプラントの特徴／素材および構成要素に応じた、4,090ルピー（約62米ドル）から38,740ルピー（約600米ドル）と、4,090ルピー（約62米ドル）から62,770ルピー（約960米ドル）という2種類の価格帯が設けられました。この上限価格は、利鞘を含み物品サービス税は除く価格です。膝関節インプラントのメーカーおよび輸入業者と、膝関節インプラントを使って整形外科の手術を実施する病院／ナーシング・ホーム／診療所は、本件命令の発出日から1年間、この上限価格を守る必要があります。

さらに、インド共和国政府化学肥料省薬事庁は、2017年9月18日付の命令をもって、特に、整形外科用膝関節インプラントの生産／輸入／供給を2017年8月以前と同一水準に保つことと、生産および販売したインプラントに関する報告書を毎週提出することを各社に対し指示しました。本件命令の有効期間は6か月です。

NPPAは、2017年2月13日にも、本件命令に類似する、冠動脈ステントの上限価格を変更するための命令を発出していますので、重要な事実として覚えておいてください。この命令については、四半期ごとにお届けしている *Inter alia...* の2017年4月版にてお伝えしたとおりです。

.....

9 退職金法に基づき、役務期間が5年を超えているすべての従業員には、その雇用終了時に、役務を終えた各年度または6か月を超えるその一部期間当たり15日分の賃金に相当する退職金が、100万ルピー（約15,000米ドル）を上限として支払われます。

10 2013年医薬品価格管理令に基づき、異常事態において公益を守るのに必要な場合には、（公示済医療機器を含む）医薬品の上限価格または小売価格を変更できる権限（この法的権限の行使は、NPPAAに委任されます）がインド共和国政府に付与されます。



❖ インド最高裁の9名の判事は、2017年8月24日に、不可譲の基本的なプライバシー権は、インド共和国憲法の条項21と、同憲法第三部に定められている他の基本的自由に関する権利であるという見解を示しました¹¹が、基本的なプライバシー権は、国益を守るという正当な理由がある場合には妥当な範囲内で制限されることを条件として生じるものでなければならないという見解も示したため、プライバシーを害する行為については、認められる制限であるという基準に則った行為であることに同意を得る必要があります。公平かつ公正で妥当な手続によるものであるという基準に照らして正当化する必要があります。

しかしながら、インド最高裁は、9名の判事が組織された事件の当初において係争事項となったAadhar制度については、確固たる見解を示しませんでした。また今回の法廷では、9名の判事はAadhar制度の合憲性について審査するために組織されたものではなく、当該合憲性についてはインド最高裁の別法廷で現在審理されているという見解も示しました。

❖ インド最高裁は、2017年7月6日に、仲裁廷には、仲裁手続中に言い渡した命令の無視に関して裁判所で説明できる権限が、1996年インド共和国仲裁調停法（以下「仲裁法」といいます）の条項27に基づき付与されているという見解を示しました。¹²

ボンベイ高等裁判所は、条項27の解釈に制限を加え、仲裁廷に付与される、仲裁手続中に言い渡した命令の無視に関して裁判所で説明できる権限は、当事者が証拠収集のための手続に従わない場合に限り行使できる権限であると述べていますが、インド最高裁は、これに関してより広範な見解を示しており、仲裁廷の命令（暫定命令を含みます）に従わない当事者は、仲裁廷が説明している命令の無視について法的責任を負うこととなるという見解を示しています。仲裁廷の命令は、いかなる場合でも裁判所の命令としてみなされるため、裁判所が言い渡した命令と同じ方法により、1908年インド共和国民事訴訟手続法に基づき強制できます。

❖ 紛争の存在は、金融債権者または商取引債権者によるIBCの条項9に基づく申請が禁じられる原因となる可能性があります。IBCの条項8(2)には、「仲裁手続」の実施中は「紛争が存在する状態」に含まれ、仲裁法の条項37に基づく申請に伴う係争中は「紛争が存在する状態」に含まれないと定めています。

NCLATは、2017年8月29日付の命令¹³をもって、IBCと仲裁法の関係について論じ、仲裁裁定は、
(i) 仲裁法の条項34に基づき仲裁裁定に異議を唱えるための申請を提起できる期間が満了した時点か、
(ii) 条項34に基づく申請が拒絶された時点をもって確定するため、仲裁法の条項37に基づく上訴に基づく係争中が、IBCに定められている「紛争が存在する状態」に相当することはないという見解を示しました。

❖ 基本的なプライバシー権

❖ 仲裁廷に付与される、命令無視に関して裁判所で説明できる権限

❖ 仲裁法の条項37に基づく法的手続が、IBCに定められている「紛争」に該当しない事実

11 「Justice K.S. Puttaswamy 対 Union of India およびその他関係者」事件（2012年度（民事）令状請願第494号）。

12 「Alka Chandewar 対 Shamshul Ishrar Khan」事件（2017年度民事上訴審第8720号）。

13 「M/s Annapurna Infrastructure P. Ltd. 対 Soril Infra Resources Ltd」事件（2017年度インド共和国国内国会社法上級審判所（破産事件）第32号）。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...



International Legal Alliance Summit Awards, 2017 において
Best Indian Law Firm を受賞



VC Circle, 2017, 2016 & 2015 において
Law Firm of the Year を受賞



Chambers Asia-Pacific Awards, 2017 において
Client Service Law Firm of the Year を受賞



Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Q3, 2017 の
India in the M&A Announced Deal League Table by Deal Volume and Deal Count において
1位を受賞



Mergermarket's Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, Q3, 2017 の
India in the M&A Rankings by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞



Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal rankings, H1, 2017 の
Indian M&A Announced League Table by Deal Completed by Value において
1位を受賞
Indian M&A Announced League Table by Deal Announced by Value において
1位を受賞
Asia-Pacific Emerging Market by Deal Announced by Deal Value and Volume において
1位を受賞



Venture Intelligence League Table of Legal Advisors, H1, 2017 の
PE and M&A Rankings by Deal Volume and Deal Value において
1位を受賞



Experian Business Research, M&A Legal Rankings, H1, 2017 の
Asia-Pacific M&A Announced League Table by Deal Volume において
1位を受賞



India Business Law Journal, 2016 において
Best Overall Law Firm of the Year を受賞



Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm
Best Overall National Law Firm of the Year を受賞



Deal Makers Global Awards, 2016 において
M&A Law Firm of the Year
Private Equity Law Firm of the Year | Overall Law Firm of the Year を受賞



Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year | Arbitration Law Firm of the Year
Commercial Dispute Resolution Law Firm of the Year
Competition Law Firm of the Year を受賞

免責事項：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする際には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partnersは、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。